

答 申 第 5 2 号
平成 17 年 3 月 18 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 6 年 8 月 2 5 日付け諮問第 6 7 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

阪神本線（西宮市・鳴尾）連続立体交差事業の内測量及び設計調査（平成 1 4 年度） 交差道路検討報告書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「阪神本線(西宮市・鳴尾)連続立体交差事業の内測量及び設計調査(平成14年度) 交差道路検討報告書」(以下「本件公文書」という。)に係る非公開の決定を取り消し、本件公文書を公開すべきである。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件公文書の公開請求に対して、知事(以下「実施機関」という。)が平成15年12月22日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

県は「参画と協働の行政」をうたっているが、一部の地元関係者の意見を尊重して物事を決めている。県は本件公文書の公開が、県民間の混乱とか、利益・不利益とか、誤解とか、憶測とかなどを生じさせると言っているが、本件公文書が、現時点で一般に公開されることによって、交差道路検討内容の中立性などが担保できる。

現時点での本件公文書の公開は当然のことであり、県が行った非公開決定は、情報公開制度の本旨に反していて、到底理解・納得出来ない。

第3 実施機関の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件公文書について

本件公文書は、阪神本線の西開踏切(都市計画道路小曾根線)から町田川橋梁の間に交差道路を新設しようとする場合の設置可能箇所及び施工法について、県が外部の民間会社に委託して作成させた資料である。

2 情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第5号該当性について

本件公文書は、地元から要望のある交差道路について、県の機関の内部での検討及び側道等の管理者である地元市など関係機関との協議に使用する目的で作成したものである。当該

交差道路は、平成15年9月に都市計画法第59条第2項に基づいて国土交通大臣の認可を受けた阪神本線連続立体交差事業（以下「本件事業」という。）では設置が計画されておらず、現在、県の機関の内部において、その必要性、設置する場合の設置箇所及び設置主体等の検討が行われている段階であり、県と関係機関との協議調整中である。また、当該交差道路の設置については、地元住民の中に反対意見もあり、地元において、その必要性等について意見が分かれている。

このため、本件公文書を現時点で公開すると、本件事業では設置が計画されていない交差道路を県が新設するとの誤解を県民に与え、その設置箇所についての憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第5号に該当する。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、交差道路の設置について実施機関が検討するに当たり、検討材料として使用するために民間業者に委託して作らせた調査報告書である。

2 条例第6条第5号該当性について

- (1) 条例第6条第5号は、公開請求に係る公文書に「県の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている場合は、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。これは、県の機関、国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における自由な意見交換や公正な意思形成が妨げられたりすることなく、適正な意思形成を確保することを目的とした趣旨であると解される。
- (2) 実施機関は、本件公文書を現時点で公開すると、本件事業では設置が計画されていない交差道路を県が設置するとの誤解を県民に与え、その設置箇所についての憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張する。

しかし、本件公文書は、交差道路の設置について実施機関が検討するに当たり、検討材料として使用するために民間業者に委託して作らせたものであって、実施機関自身の検討内容や結果をまとめたものではない。また、本件公文書の内容は交差道路の設置可能箇所及び採用可能な施工法の複数の案について、専門業者が施工性、経済性等の観点から客観的に比較検討した報告書であって、特定の案を採用すべきとの判断が書かれているわけでもない。

よって、本件公文書の内容を公にしたとしても、実施機関が交差道路を設置しようとしているといった誤解を地元住民に与えたり、その設置箇所についての憶測を招くといった可能性は小さい。

他方、本件公文書を現時点で公開した場合に生ずる支障について、実施機関は住民の一部から抗議があることが予想されるなどといった事業を進めていく上での不安感等を指摘するにとどまっている。

以上の点から、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれが明らかになっているとは言えないと解するのが相当である。

したがって、本件公文書は条例第6条第5号に該当するものではなく公開すべきである。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
16 . 8 . 30	・ 諮問書の受領
16 . 9 . 8	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
16 . 9 . 24	・ 異議申立人の意見書の受領
16 . 10 . 26 (第159回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取
16 . 11 . 30 (第160回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取
17 . 3 . 18 (第162回審査会)	・ 審議 ・ 答申